

椎の木

SHII-NO-KI



撮影者 小嶋弥生様

目黒の歳時記：東京大学駒場キャンパス

二次大戦中に被災し荒廃した駒場キャンパスに、戦後、桜などの植樹に力が入れられ、桜並木もその一つです。現在、緑豊かな駒場キャンパスは、静寂の中に桜を楽しむ穴場スポットで、学内にはフレンチレストランもあり、花見の後、立ち寄るのもいいかもしれません。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は7月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	健康エッセイ	7
税務署だより	2	マイナンバー	8
都税事務所からのお知らせ	4	活動紹介	10
区役所だより	5	イベント情報	13
新入会員会社紹介	6	編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

e-Taxと社会保険・税番号制度

e-Taxと社会保障・税番号制度の関係（本人確認手続）

社会保障・税番号制度の本人確認手続は e-Taxが便利！
e-Taxなら番号制度導入後も本人確認書類の添付等は不要です！

平成28年分所得税の確定申告書等から、個人番号の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

個人が税務署へ申告書等を提出する際には、本人確認をさせていただくことになります。

本人確認書類等は、提出方法により異なります。

給与所得者の医療費控除の申告の例で比較すると、次のとおりです。

本人が提出する場合

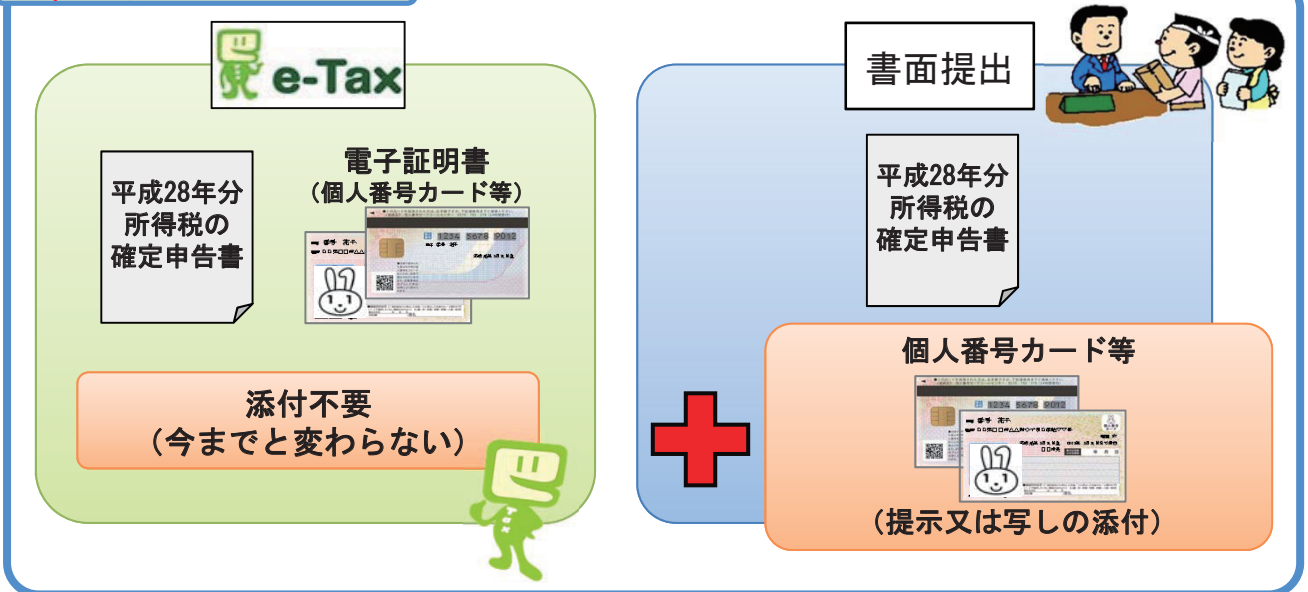
提出方法	e-Tax（電子申告）の場合	書面提出の場合
必要な添付書類等 （従来）	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票や医療費の領収証等は、添付省略 電子証明書で本人確認 	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票の提出 医療費の領収証等の提出又は提示

↓ 番号制度導入後は、身元確認と番号確認が必要

番号制度導入後	本人の身元確認書類	○添付不要 （電子証明書で確認）	○新たに必要 （個人番号カード等の提示又は、写しの添付）
	本人の番号確認書類	○添付不要 （地方公共団体情報システム機構への照会等により確認）	○新たに必要 （個人番号カード等の提示又は、写しの添付）

図解すると次のとおりです。

本人が提出する場合



税理士 が提出する場合

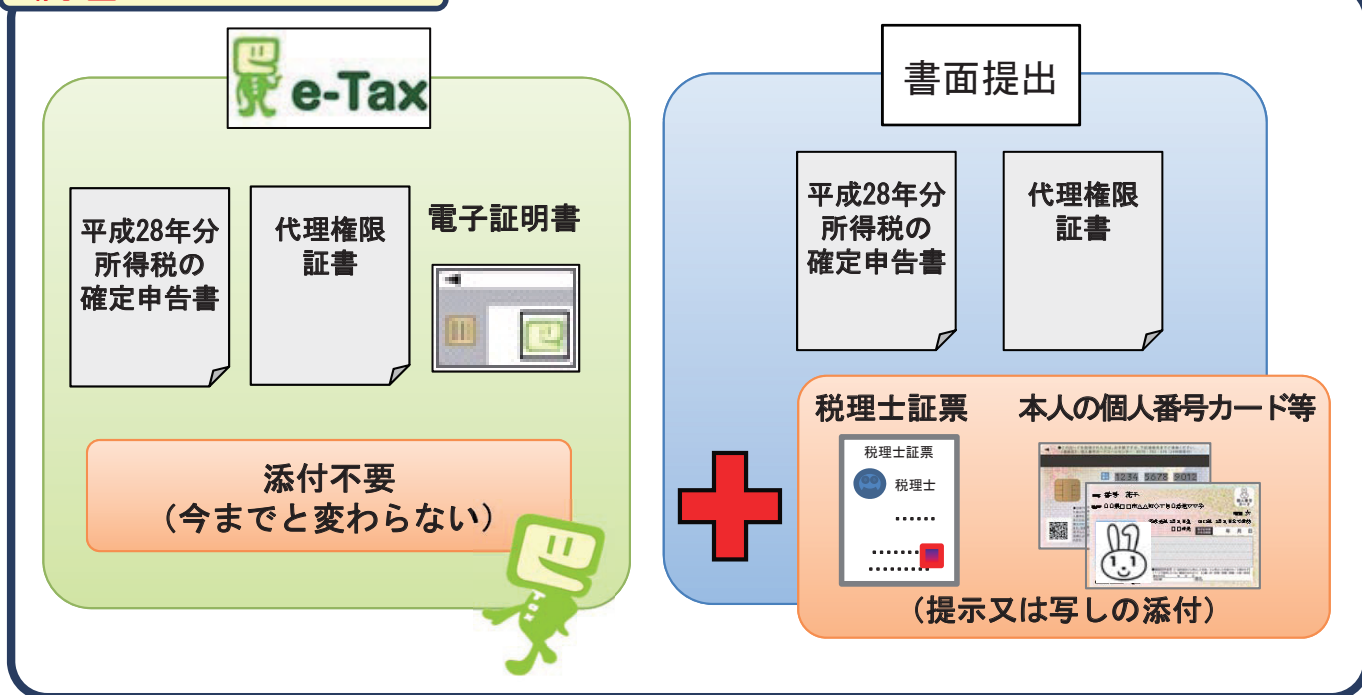
提出方法	e-Tax（電子申告）の場合	書面提出の場合
必要な添付書類等 (従来)	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票や医療費の領収証等は、添付省略 税務代理権限証書（データ）又は、納税者本人の利用者識別番号の入力 電子証明書で税理士の本人確認 	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票の提出 医療費の領収証等の提出又は提示 税務代理権限証書の提出

↓ 番号制度導入後は、身元確認と番号確認が必要

番号制度導入後	代理権の確認書類	<p>○添付不要 （税務代理権限証書（データ）又は、納税者本人の利用者識別番号の入力で確認）</p>	<p>○不要 （税務代理権限証書で確認）</p>
	代理人の身元確認書類	<p>○添付不要 （税理士の電子証明書で確認）</p>	<p>○新たに必要 （税理士証票の提示又は、写しの添付） ※1件別に必要です。</p>
	本人（納税者）の番号確認書類	<p>○添付不要 （地方公共団体情報システム機構への照会等により確認）</p>	<p>○新たに必要 （個人番号カード等の写しの添付） ※1件別に必要です。</p>

図解すると次のとおりです。

税理士 が提出する場合



目黒都税事務所からのお知らせ

固定資産税にかかる土地・家屋の価格等が ご覧になれます (23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成28年4月1日(金)から6月30日(木)まで
(土日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時～17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ◆ 縦覧できる方 平成28年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
- ◆ 縦覧できる内容 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
(注)納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

自動車税をペイジーやクレジットカードで納付する方へ

車検用納税証明書(はがきサイズ)の 郵送は終了しました。



今まで、ペイジーやクレジットカードを利用して自動車税を納付された方に、後日はがきサイズの車検用納税証明書を郵送していましたが、運輸支局・自動車検査登録事務所において自動車税の納税確認が電子的にできるようになったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになりました。

そのため、はがきサイズの車検用納税証明書の郵送は**平成28年3月末をもって終了しました。**

《ご注意》

運輸支局等で納税確認できるまで、**納付後最大10日程度**かかります。

この期間内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。

車検が近い等、お急ぎの場合は金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納税通知書等右端の納税証明書をご提示ください。

登録無料

メールマガジンのご案内 公売実施情報をタイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局 HP へ

主税局メルマガ

検索

(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

区役所だより

証明書のコンビニ交付が始まりました

◆証明書のコンビニ交付とは？

平成 28 年 2 月 1 日から、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービス(コンビニ交付)が始まりました。

コンビニ交付は、個人番号(マイナンバー)カードを利用して、一部のコンビニエンスストアの端末機(マルチコピー機)から、住民票の写し、印鑑登録証明書などを取得できるサービスです。

◆ご利用には個人番号カードが必要です

コンビニ交付をご利用いただくためには、個人番号カードが必要です。

個人番号カードをご希望の方は、マイナンバーの通知カードと一緒に郵送された申請書によりご申請ください。

なお、個人番号カードは、現在、申込みが集中しており、カード交付までに相当の時間(申込みから、おおむね3か月以上)がかかっています。申請された方には、カードができあがり次第、順次、交付通知書をお送りしています。

◆取得できる証明書と手数料

目黒区では、コンビニ交付でつぎの証明書を取得することができます。窓口交付に比べて、1 通当たり 100 円安くなっています。

取得できる証明書	手数料 (1 通)
● 住民票の写し (現在、目黒区に住民登録のある本人及び同一世帯の方の、現住所及び前住所の記載された住民票)	200 円
● 印鑑登録証明書 (目黒区で印鑑登録している方の印鑑登録証明書)	200 円
● 戸籍 (全部・個人) 事項証明書 (住所及び本籍地がいずれも目黒区の方の戸籍(全部・個人)事項証明書。現在の戸籍に限る。)	350 円
● 戸籍の附票の写し (全部・一部) (住所及び本籍地がいずれも目黒区の方の戸籍の附票の写し (全部・一部)。現在の附票に限る。)	200 円

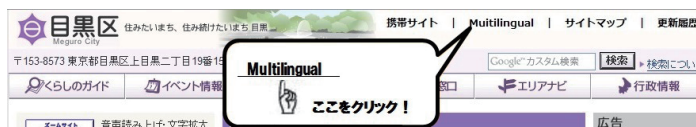
◆コンビニ交付が利用できる店舗と取扱時間

コンビニ交付は、コンビニの端末機(マルチコピー機)が設置されている全国のセブンイレブン、ローソン(ローソンストア100は除く)、サークルKサンクス及びファミリーマートの各店舗で利用できます。取扱時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時までです。(年末年始、保守点検日は除く)

担当：戸籍住民課住民記録係 ☎03-5722-9350

区公式ホームページを4月から、18か国語に自動翻訳します！

区公式ホームページでは、これまで全ページを、英語・中国語・ハングルに自動翻訳していました。4月からは、英語・中国語(簡体字・繁体字)・ハングルを含む、**18か国語***に自動翻訳します。また、スマートフォン版でも対応しています。



なお、この自動翻訳は、プログラムを利用して機械的に行いますので、内容が 100% 正確であるとは限りません。翻訳文によっては、本体の意味からはずれた結果になることもあります。順次改善していきます。このことをご理解のうえ、ご利用ください。

※ 18 か国語：英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・フランス語・イタリア語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・オランダ語・スウェーデン語・ヒンディー語・マレー語

企画経営部広報課報道・情報公開係電話番号 03-5722-8702

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 税金で つながる心 ひらける未来 —

新入会員紹介

支部名	法人名	代表者	業種
◆第1支部	駒場1～4丁目、大橋2丁目1～10番地 (同)大橋投資技研	大橋 玄	
◆第2支部	大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目 (株)モデルズ (有)エフ・ティー (株)T-paint (株)要堂プラス (有)コーポラス・メイ	尾関 紀篤 高原 敬武 高橋 俊徳 松本 恭直 山田 昌人	サービス業 不動産業 サービス業 サービス業 不動産業
◆第3支部	上目黒1～5丁目 (株)エム・ティー・エイッチ (株)アイダノデザイン 積水工業(株) (株)ラブリ (有)ヒライデ (有)マン・フュージョン・システム (株)イフ (株)ヴィレッジソリューションズ	藤田 祐二 野澤 昌子 金子 信次郎 天野 由紀子 平出 康啓 関野 新吉 福井 乙人 村山 光弘	卸売業 デザイン業 サービス業 サービス業 飲食店、宿泊業 サービス業 卸売業
◆第4支部	中目黒1～3丁目 (有)ゴールド・キッツ	金子 昭二	不動産業
◆第5支部	中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3～6丁目、中町1丁目 (株)マリッツ (同)釣鮮魚企画 ライトサービス(株)	篠田 利彦 松樹 悠太郎 大田 辰尾	不動産業 サービス業 金融業
◆第6支部	三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目 日章造園(株) (株)アイ・オー・スリー (株)国際友好ケイコハウス (株)マニューバー (株)セントスケープデザインスタジオ サンエンジニアリング(株) 森井会計事務所 果樹園ST(株) JNアライアンス(同)	澤村 大樹 伊東 正勝 山本 慧子 山本 晃史 小泉 祐貴子 並木 康直 森井 じゅん 高桑 緑子 児玉 純一	造園業 IT サービス業 サービス業 デザイン業 製造業 会計事務所 不動産業 サービス業
◆第8支部	中央町1丁目、目黒本町1～6丁目 イーゼータータルサポート(同) (株)アークトン (株)プリムローズ (株)オフィス平岡 (株)創空プロジェクト	須田 勲 秋元 俊彦 石井 聖子 平岡 栄治 佐藤 厚	IT サービス業 不動産業 サービス業 建設業
◆第9支部	五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目 (株)UKトレーディング 一般社団法人国際文化研究所 (株)リードスタイル (株)アイテックス デンアライド(株)	植村 亨平 濱田 靖子 小林 忠継 岩本 倫延 飯田 永太	卸売業 NPO法人 飲食店、宿泊業 サービス業 サービス業
◆第10支部	原町1・2丁目、洗足1・2丁目、南1～3丁目、碑文谷1・3丁目 (株)ワイン・エブリー・シーン ニュークリア(株) (有)渡辺電設 (株)エイドライブ	武田 俊子 松田 久 渡邊 大介 石倉 章	サービス業 サービス業 電気工事 不動産業
◆第11支部	大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目 (同)エール (有)ドライクリーニングサトー	若林 亮太 佐藤 徹	医療・福祉 サービス業
◆第12支部	自由が丘1～3丁目 (株)table JAPANESE 基位ホーム(株) マナー(株) (株)アドバンサー (株)オントオフ・パートナーズ	小田 美香 大島 一孔 岡田 知子 藤田 純 平本 雄嗣	飲食店、宿泊業 不動産業 不動産業 IT サービス業
◆第13支部	柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目 (同)あずさケアプラン (同)タイム・アイ 第十企画(株) (医)社団九十九会	服部かほる 市川 正美 村越 康行 野村 良二	介護事業 不動産業 不動産業 医業
◆特別会員	(株)Food Factor 北田税理士事務所 池澤研磨 中林英夫税理士事務所 ファイングループ(株) (株)グッドウィン (株)style labo 長野靖久税理士事務所 濱田法律事務所 内田建築設計事務所 さいた歯科クリニック	池田 昌史 北田 智久 池澤 彦光 山本 ひろこ 中林 英夫 高瀬 雅晴 松井 一 澁谷 邦彦 長野 靖久 鈴木 正勇 内田 和博 齊田 菜緒子	飲食店、宿泊業 税理士事務所 製造業 特別個人会員 税理士事務所 金融業 金融業 不動産業 税理士事務所 法律事務所 建設業 医業

健康エッセイ

自宅でできる 予防医学



株式会社 j a s t
会長 安田祥子

春はあけぼの、夏は夜、秋は夕暮れ、冬はつとめて（早朝）と枕草子にも書かれているように私達の国では四季折々の美しい時を過ごすことができます。ただ、季節を楽しむには健やかな身体と心が必須条件です。

皆様は毎年健康診断をお受けになつて問題無ければ安心して翌年まで過ごしておられると思います。勿論「安心」は健康の大切なキーワードですが、身体の変化は1年単位ではなく、もつとスピーディーなのです。

健康チェックのポイント

今回はご自身を観察することで分かる変化を研究報告に基づいてご紹介しましょう。お身体に注意を向け、栄養や睡眠など予防のための健康管理は健やかなお身体の基本です。

①鏡の前に裸で立ってくまなく皮膚をチェックしてください。以前と比べてどこが変わったところはありませんか？（シワが増えたなどは除外です。）靴下の跡が残っていませんか？その場合、

心臓の働きが悪くて血流が滞り、血栓のリスクが高まっている可能性があります。

②指を曲げると関節に痛みを感じませんか？女性の場合、薬指が人差し指より長いと変形関節症にかかるリスクがそうでない人に比べて2倍あります。関節炎・リウマチの専門誌に掲載されたその相関関係に関する論文では長い薬指は胎児のときに高濃度のテストステロン（男性ホルモン）に曝されたこととの関連性が指摘されています。男性の場合は前立腺がんのリスクが1/3以下に下がるそうですので喜ばしいことでしょう。

③花粉症などアレルギー疾患が最近発症しませんでしたか？風邪などに以前より頻繁に罹りませんか？その場合、免疫機能のバランスが崩れているかもしれせん。

④爪をゆつくり観察してください。爪は私達に身体の変化を教えてくれる大切な場所です。爪の見か

けや色は変わっていませんか？爪が薄く割れやすくなっている場合、鉄分の不足による貧血の可能性があります。但し、爪の根元にある三日月状の白い部分が見えれば鉄分は足りているそうです。また、黄色味を帯びていませんか？その場合、糖尿病の可能性を視野に入れて血糖値の管理を始めましょう。

⑤毛髪はいかがですか？いわゆる若白髪ではありませんか？ロマングレーはとても魅力的ですが、身体から言えば酵素の使い過ぎのシグナルです。酵素は身体の機能を維持するために働くことが最優先ですので、不足してくれば重要性の無いところから切り捨てていきます。その結果髪の色は見捨てられていくのです。酵素を補充するために果物や野菜を多量ご利用ください。また、足首の毛はどうでしょうか？

体毛が濃く足首まで毛がある男性の足首に毛が無くなっている場合には、循環器にトラブルがある可能性が指摘されています。⑥ストレスはどうでしょう？適度なストレスは身体を維持する上で必要ですが、継続的なストレスは身体に重大な影響を及ぼします。ストレスを逃がす方法を見つけましょう。但し、ストレ

ス解消のための喫煙や深酒はかえって身体に負荷を与えますのでご注意ください。特に就寝前の飲酒は良質の睡眠を妨げますのでお控えください。

適切な栄養を摂り毎日を規則正しく大切に過ごしましょう

病気になるればドクターが治療してくださいますが、病気になる方法には自分自身で見つけるしかありません。また、疾患に罹り最高の治療を受けても前提はあくまで自己修復能力です。怪我に絆創膏を貼っただけでは治りません。つまり良い治療のためには治療が奏功する身体づくりが患者様側の重要な作業であることを忘れないでください。それ以上に治療を受けずにすむ身体づくりを心がけたいものです。

株式会社 j a s t
j a s t ロイヤルクラブ
健康相談室

お問い合わせ
☎ 03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

シリーズ マイナンバー実務対策 第2回

マイナンバーは廃棄を考えて保管する

株式会社エフアンドエム
SR STATION事業本部

本部長 上枝 康弘

2016年1月より、マイナンバー制度の運用が始まりました。しかしながら現時点では企業が従業員のマイナンバーを取扱う手続きは雇用保険手続きの一部のため、従業員等のマイナンバー取得はこれからという企業も多いようです。

すでにマイナンバーを集めているという場合も、これから集めるという場合も、気を付けていただきたいのがマイナンバーは「集めて保管すること」を目的としているのではなく、「税と社会保障の継続性を利用することを目的に取得し、継続的に利用するために保管する」ということです。

保管よりも運用が課題

「マイナンバーは厳重に保管をしなければならぬ」ということは、

多くの企業で認識されていますが、保管した後のことについて意識している企業は少ないようです。

そこで前回のコラムではマイナンバーを手続きに利用する時には記録を残さないといけないこと、そして記録時のポイントについてお伝えしました。

利用時の記録については保管場所からの持出しに始まり、「いつ」「誰が」「何のために」利用したのかを記録したうえで、保管場所への返却まで管理しなければいけません。システム等を利用して記録を自動化していない場合、手作業で記録および管理をしなければならず、実務担当者および管理者の負担になります。詳しくは前号でお伝えしましたので興味のある方はご参照ください。

廃棄のタイミングに注意

さて、利用時の記録と同様、重要にも関わらず企業からあまり意識されていないことが、マイナンバーの削除・廃棄時の対策です。

マイナンバー運用のルールは特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下ガイドライン）に規定されています。

前述の通り、マイナンバーは集めて保管することを目的としているのではなく、税と社会保障の手続きに利用することを目的に取得し、継続的に利用するために保管します。当然必要がなくなったら削除・廃棄するのですが、この廃棄のタイミングを意識しておらず、管理方法を明確に決めていないケースが非常に多いのです。

例えば従業員Aが退職した場合、退職の手続きが完了した時点で従業員Aのマイナンバーを削除・廃棄できるとしたら、削除・廃棄のタイミングは意識しなくてもいいのかもしれませんが、実際は退職の手続きとマイナンバー削除・廃棄のタイミングは異なります。

図1はガイドラインを一部抜粋したものです。

B 保管制限と廃棄
 個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、保管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。
 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、保管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

(図1) 保管制限と廃棄
 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

要点は2点あります。

①マイナンバーを記載した書類は所管法令で義務付けられた期間保存しなければならず、②所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーを出来るだけ

種別	関係書類	保存期間	起算日
雇用保険	被保険者資格関係	4年	完結の日
所得税	帳簿書類等	7年	提出期限
労災保険	労災保険関係(徴収法を除く)	3年	完結の日
健康保険・厚生年金	被保険者資格関係	2年	完結の日

(図2) 法定保存期間の例

速やかに削除・廃棄しなければならないこと。図2は行政提出書類の法定保存期間の一例です。種別ごとに保存期間は異なりますので、マイナンバーが記載された書類は保管場所を明確にし、法定保存期間終了後に速やかに削除・廃棄する流れを作ってください。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。
 →ガイドライン第4-3-(3)B「保管制限と廃棄」参照

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

(図3) 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)

次に削除・廃棄手段について確認します。図3はガイドラインを一部抜粋しています。こちらは削除・廃棄時のルールを定めたものです。復元できない手段で削除・廃棄し記録を残すこと、これらの作業を委託する場合は委託先から証明書等により確認することが定められています。

運用管理は記録と確認

適切なタイミングで削除・廃棄時期の管理をするには、記録と確認が必要になります。運用管理表に「対象者名」「廃棄する理由と発生日」「廃棄予定日」「記入者」を記録し、削除・廃棄を実行するタイミングで「廃棄実施日」「廃棄方法」「廃棄実施者」を記録します。また、廃棄予定・実施については所管法令ごとに保存期間が変わりますので、適切に削除・廃棄できるように定期的に確認する必要があります。これら一連の運用と業務の流れを考えて、管理方法を検討する必要があります。今回は削除・廃棄についてお伝えしましたが、運用で必要なのは実行と記録です。そして漏れなく運用していくためには実務担当者だけでなく、管理監督者の確認も必要になります。特に入退社が多い企業の場合には実務担当者や監督者の大きな負担になる可能性があるのご注意ください。

このような運用・管理・監督業務を省力化する方法として、システム

導入もひとつの方法です。

弊社が提供するマイナンバーシステムは中堅中小企業のためのマイナンバー管理システムとして開発し、東京法人会連合会の指定を受けています。マイナンバー利用時の自動記録、廃棄時期の管理をシステムが対応し、手間なく運用・管理をすることが可能です。ご興味のある方は東京法人会連合会のホームページの「経営支援サービス」から「マイナンバー管理」をご確認ください。

今回はマイナンバー管理における運用上の注意点の最終回として「マイナンバーの提供」についてお伝えいたします。



写真でみる 活動紹介



第8・9・10支部合同講演会

平成27年11月27日

演題…「世の中の体温を上げる」

講師…(株)スマイルズ代表 遠山正道氏



団体優勝 女性部会



法人会第33回ボウリング大会

平成28年2月4日

優勝を目指して！！



個人優勝 鈴木岳史さん



第1・2・3・4支部合同講演会

平成28年2月8日

演題…「人を活かす素敵なことば」

講師…金子ボクシングジム会長

金子健太郎氏



第10支部 一般公開研修会

平成28年3月9日

演題…「皆さんと一緒に区民の暮らしを考えましょつ」
講師…目黒区財政課長 長崎 隆氏
目黒区高齢福祉課長 田辺俊子氏



上級救命技術者資格講習会

平成28年2月19日



女性部会税務研修会

平成28年2月23日

演題…「税のよもやま話し」
講師…諏方目黒税務署長



2月16日 鷹番小学校6年2組 28人
講師…佐藤昌子
アシスタント…八木佑幸 折田清一



2月10日 碑小学校6年生 96人
講師…中野仁
アシスタント…名取潤 石田浩嗣

租税教室



2月16日 鷹番小学校6年1組 27人
 講師…名取潤
 アシスタント…加賀見悌三 落合和子



2月16日 鷹番小学校6年3組 27人
 講師…松尾勇貴
 アシスタント…石田浩嗣 永田祐也



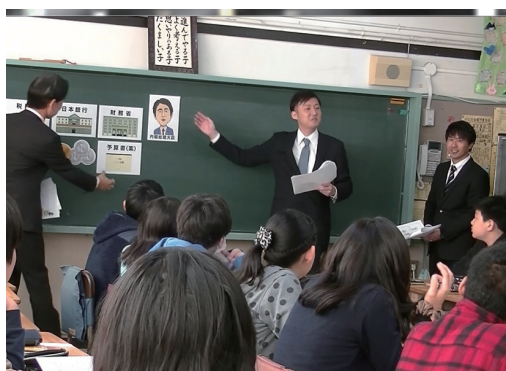
2月19日 東山小学校6年1組 38人
 講師…落合和子
 アシスタント…石田浩嗣 高主健司



2月19日 東山小学校6年4組 38人
 講師…土橋新也
 アシスタント…上田弘子 中野仁



2月19日 東山小学校6年3組 38人
 講師…高主健司
 アシスタント…石田浩嗣 永田祐也



2月19日 東山小学校6年2組 38人
 講師…永田祐也
 アシスタント…土橋新也 中野仁

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか 等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険 など) ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用のパソコン からアクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧 いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月22日(金)13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務 手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧 下さい
	6月21日(火)13時30分		
	8月23日(火)13時30分		
	10月13日(木)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月19日(火)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉 所得税等を解説します。
	5月18日(水)14時		
	6月14日(火)14時		
	7月 6日(水)14時		
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	4月15日(金)18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うた めに所定のカリキュラムを受講するとAED (自動体外 式除細動器) の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救 命技術者資格」が取得できます。
	6月10日(金)18時～		
	7月 8日(金)18時～		
	9月16日(金)18時～		
ウィー・ラブ・目黒・ ランデブー (目黒川一帯清掃活動)	5月15日(日)10時～	中目黒公園集合 (山手通り、駒沢通 り、目黒通り周辺)	「中目黒公園」を中心に半径2 kmの半円に覆われる目 黒川の西側で、山手通り・駒沢通り・目黒通り周辺など の清掃活動を実施します。
経営者セミナー ～本気の経営を めざす勉強会～ (3回シリーズ) (誰でも参加自由)	第1回5月17日(火)16時～18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会 (全3回) ～がんばれ2世、3世、後継経営者～ ・10年後を見据えた科学的経営とは ～これからの事業環境変化の中の経営者目線を養うために～ 講師: GVC アセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏
	第2回6月14日(火)16時～18時		
	第3回7月14日(木)16時～18時		

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お
願います。 FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp
(他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書 (コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

これからの予定

2016 WE LOVE MEGURO 開催のご案内

東京目黒ロータリークラブ、目黒区等との共催で目黒川沿岸および周辺一帯の清掃活動を行います。少年サッカーチーム・ボーイスカウト・地元町内会・法人会等の団体が20位のブロックに別れ、中心の中目黒公園に向かいながら清掃活動を行います。清掃活動終了後には軽食が提供されます。ぜひご参加下さい。

日時：平成28年5月15日(日) 午前10時集合 予定
 集合場所：最終集合地は中目黒公園ですが、最初の集合場所は参加を申込まれた方々に後日ご連絡いたします。

内容：①目黒川一帯の清掃等美化啓発活動（道具等は全て準備してあります）
 ②管理運営スタッフ（列前後の警備、集合場所でのごみ分別・弁当等配布）
 会費：不要



第51回「中目黒阿波踊り」目黒法人会連参加者募集

日時：本番 平成28年8月6日(土) 午後6時30分より演技開始
 練習 7月より開始予定
 場所：東急東横線中目黒駅周辺

～踊り手・楽器演奏者大募集！！～

※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いをご希望の方は下記までご連絡ください。



お問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
 Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

編集子
 走る車から
 止まる車へ

長年、自動車販売と整備業に携わってききましたが、以前よりもエンジンの馬力や速く走るための性能を気にして車を選ぶ方が減ってきました。私が若い頃は、乗用車は実用性よりも格好と動力性重視、新型車が出れば買えなくてもカタログを手に入れ隅から隅まで読んでいつかは乗ってみたいと憧れを抱き、自動車メーカーもその心を揺さぶるような高性能車を出せば当たり前のように売れていました。しかし最近では走ることに止まること、速いよりも燃料消費量が少ない事が重視され、さら

にぶつからない事が選ぶときの決め手になってきたりしており、メーカーは相反する要素を盛り込んだ車を開発し、それを斬新なスタイルで包み込んで市場に投入しています。その中には見た目はスポーツカーみたいなのだが、いざカタログを見るとスタイルの良さ、使い勝手の良さ、低燃費、自動ブレーキなどのぶつからない安全装備関係の説明の後に少しだけエンジン性能などの動力関係の事が記されているものも有り、なるほどとは思いますが、面白い面白くないかと問われたら私は面白くないと思います。古い人間がそう思っても若い層の支持を得れば盛り上がりつつありますが、若者の車離れも顕著であり、今後自動車業界がどの方向で発展し盛り上がりつつあるのか、あるいは衰退していくのか予想が難しい時代に入ってきたなあと思うづく思ふ昨今です。

須賀信之

編集後記

今回生まれて初めて、編集長の経験をさせていただきました。公益社団法人としての見解にもとづき、目黒税務署、目黒都税事務所、区役所からのお知らせ、健康、目黒法人会の活発な活動等わかりやすく皆様にお役立ちできる内容を目指して、目黒税務署の方のご協力、広報委員会、事務局の皆様のお力で発行することができました。本当に感謝に堪えません。ありがとうございました。

金子弥生

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU 保険会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561